

議案第二十三号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

一一九、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

一一一、八〇〇円	六六、五〇〇円	六六、五〇〇円	五〇、一〇〇円	四六、五〇〇円	二二、五〇〇円	一九、四〇〇円	一七、四〇〇円	一五、四〇〇円	一四、三〇〇円
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。